

(案) ※協定締結までに一部変更する可能性あり。

(別紙)

リスク分担表（沼津御用邸記念公園）

リスクの種類	内容	リスク		備考
		沼津市	指定管理者	
(1)法令等の改正に伴うリスク				
①関係法令等の変更	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関連法令等の変更に伴う費用負担増のリスク	○		
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
②税制度の変更	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制度の変更に伴う納税額の増加リスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(2)社会情勢の変動に伴うリスク				
①物価・金利の変動	物価及び金利の変動による費用負担増のリスク		○	ただし、著しい物価・金利の変動が発生した場合は、協議事項とする。
②入園者等の需要変動	市の施策の変更等による需要の減少のリスク	○		
	競合施設等により需要変動が生じたことに伴う使用料（利用料金）の減少によるリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(3)天変地異等に伴うリスク				
①天災、社会騒乱、暴動等の不可抗力（※1）	自然災害等による履行不能（市及び指定管理者の両者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議事項（※2）		
(4)施設（ハード面）のリスク				
①施設・設備（市の財産に限る）等の損傷による修繕（備品も含む）	市の責めに帰すべき事由によるリスク	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるリスク		○	
	経年劣化等によるもので、1件あたりの修繕料が30万円以上の場合のリスク	○		原則事前に見積を徴すること。判断が難しいものについては協議して定める。
	経年劣化等によるもので、1件あたりの修繕料が30万円未満の場合のリスク		○	
②施設・設備（市の財産に限る）等の盗難、破損、落書き など	指定管理者の管理上の瑕疵により発生したリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(5)管理運営のリスク				
①管理運営の内容変更	市の政策等による変更のリスク	○		
	指定管理者の発案による変更のリスク		○	
②管理運営の中断・中止	市の責めに帰すべき事由によるリスク	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		

リスクの種類	内容	リスク		備考
		沼津市	指定管理者	
(6)第三者とのトラブル等に対するリスク				
①第三者への損害賠償	市の瑕疵により発生したリスク	○		
	指定管理者の瑕疵により発生したリスク		○	
	仕様書に定められた条件の範囲内の管理において発生したリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
②利用者への対応及びトラブルによるもの	施設の瑕疵等、施設設置者の責めに帰すべき事由のリスク	○		
	施設の管理運営上発生したリスク（指定管理者の瑕疵等による）		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
③周辺住民とのトラブル	施設の管理運営に起因するリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
④利用者等の個人情報流出	市の瑕疵により発生したリスク	○		
	指定管理者の瑕疵により発生したリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(7)上記以外の指定管理締結後のリスク				
①引継費用	指定管理業務の開始及び終了時の引継ぎに必要な経費のリスク		○	
②指定の取消	指定管理者の指定の取り消し、または期間を定めての管理業務の全部または一部の停止における費用のリスク		○	ただし、指定管理者の責めによらない場合を除く
③上記以外のリスク	本リスク分担表にないリスク、疑義が生じた場合などのリスク	協議事項		

※1 「不可抗力」とは…自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震など）、火災、騒乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の拡大等、社会通念上通常に要求される注意義務等を果たしても損害を防止できないなどの現象をいう。

※2 緊急事態における施設の使用について

自然災害等の発生により、施設を住民の避難所や援助物資の集積場所等を使用するなど、緊急にその施設を目的外使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができるものとし、その際、指定管理者は、要請に応じなければならないものとする。また、この場合における指定管理料及び利用料金制度による利用料金の取り扱いは、その都度、指定管理者に不利益にならないよう配慮しつつ、市と指定管理者で協議するものとする。